

平成 22 年度 三条市子ども・若者総合サポート会議  
虐待防止・問題行動対応部会 第 1 回実務者会議 議事録

日 時 平成 22 年 7 月 22 日 (木) 午後 2 時から 4 時

会 場 三条市役所 栄庁舎 3 階 大会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第

1 開 会

2 挨拶 子育て支援課長

3 各機関及び事務局自己紹介

4 議 事

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

(2) 関係機関・組織における取組について

(3) 虐待防止講演会及び研修会のテーマについて (資料 5、6)

5 その他

6 閉 会

議事要旨

1 開 会 子育て支援課 総合支援係長 佐藤 恵美子 (以下進行)

2 挨拶 子育て支援課長 久住 とも子

3 各機関及び事務局自己紹介

4 議 事

(1) 三条市子ども・若者総合サポートシステムについて

○事務局説明

資料 1 「平成 21 年度 三条市子ども・若者総合サポートシステム活動実績」

資料 2 「平成 22 年度 三条市子ども・若者総合サポートシステム活動計画 (案)」

○質疑

(新潟県中央児童相談所)

今ほど、説明があった中身は児童福祉法等でも確実に謳われている非常に大切なことである。皆様方は法定の協議会で民間の方でも公務員の立場になって、完全に実名で出てきた家庭等のことについて、この場を離れたら御家族であっても公開してはならないということになっている。わたしの知る限りでは実務者会議とは、各個人個人のお子さんのケースの例えば個別検討会で行なわれた事例の進捗状況等を確認しあう場であると思っている。しかし、今回は第 1 回目なので皆様方にこういうシステムということを知り、次回から先ほど述べた会議のようになると思っている。個別会議は、すでに開催しており、皆様方にも個別に出ているところである。個別会議においては、非常に困難なケース等もあり、それぞれ関わる皆さんがとても苦労するケースに必ずぶち当たる。「ケースが止まってしまった」、「支援の手がなかなか出せない」ケースなどを実務者会議で「こんな風に留まっている」と報告しあう会議だと思っている。

➤ (事務局)

先ほどマニュアルで説明させていただいたが、このサポート会議は、法律に基づく二つの地域協議会を兼ねて組織しているもの。個人情報保護法の観点から言えば、

それぞれ法律の中で守秘義務が課せられている組織である。

個別のケース事例を今後この実務者会議のなかで確認しあい、お互いの機関で「どこまで支援ができるかできないか」、「どういふかたちで支援していけばいいのか」、そういう事案の検討・研究を含めて行なわれていくのが、実務者会議の位置づけだと思っている。

本日は今年度初めての会議であるため、まずシステムを理解していただくことを目的に開催した。今後、事例検討等があれば、活発な御意見をいただきたい。

(新潟県中央児童相談所)

少し違っているように思われる。

随時個別検討会を行なうが、「個別のケースを今こんな風に進捗している。」「こんな風な状態である。」と報告するのが実務者会議である。

➤ (事務局)

実務者会議については、法律にいろいろ謳ってあるが、具体的な中身についてはあまり細かく定義されていないと思われる。各市町村においても実務者会議の位置づけを非常に悩まれている状況もある。個別ケース検討会議のなかで支援が十分に足りているという件については、実務者会議で協議いただかなくても、「こういう方にこういう風に支援している。」という報告でいいと思っているが、困難事例について、「どんなかたちで支援ができるのか。」という意見をいただく場が実務者会議だと思っている。実務者会議のあり方についてはまた皆様と協議をしながら決めさせていただきたいと思う。

(三条市自治会長協議会)

実務者会議はどんなことをするのかというのを確認し、今後の方向がみえてくるのではないか。答弁にすれ違いがあるなら、整理しながら共通理解をもって方向性を決めていかなければならないのではないか。

➤ (事務局)

資料2の3(2)実務者会議のあり方について御意見をいただきたい。

(新潟県中央児童相談所)

マニュアルP.10をご覧ください。部会を4つに分け、それぞれ集め、個別に実務者会議を開こうというシステムは非常に斬新ですばらしいと思っているが、虐待防止部会において言うと、今日のような会議は私のイメージでは代表者会議である。

実務者会議は個別で行ったケース(例えば、〇〇小学校の〇〇さんの虐待ケースについていついつ、こういう風な人達が集まって、そもそもこんなケースでこんな人達が関わりました。そして、個別検討会をやった結果こんな風な見守り態勢になりました。等)の積み重ねの1例から10例を国が言うには1か月に1回、もしくは3か月に1回の周期で必ず1回やりなさいといわれています。ケースの進捗状況の管理と名簿管理を行なうのが実務者会議だと思っている。

そして、個別の関わりをしている機関の長の方々に来ていただいて、「こんな活動をしているので、実務者達が動きやすいように出張の命令を是非出して下さい。」という風に知らしめているのが代表者会議だと思っている。

そしてそのことについては、児童福祉法の25条の関係がマニュアルのP.39等に出ており、25条の1項、2項の線の引いてあるところにそのまま書いてある。

資料のP.25に虐待事案のフロー図がでていますが、ここにも個別ケース検討会議を通じて

時には、市の福祉課あるいは児童相談所と共に在宅で見守るケースなのか、児童相談所の一時保護から施設入所まで関わっていくケースなのか、ということを出席者と共に確認していくのが個別検討会で、それらの状況を報告しケースがこんな風に動いているというのが実務者会議だと思っている。

(三条市自治会長協議会)

7月19日の三条新聞で青少年健全育成県民大会が三条で開かれている。その記事に事例発表、三条市子ども・若者総合サポートシステム開設とあるがこの事なのか。

➤ (事務局)

そのとおりである。

(事務局)

実務者会議の今後のあり方については、全てのケースを出して話し合いをするのではなく、事例困難なケースであるとか進捗状況がうまくいってないケースについて話し合いをすることを提案した。

(新潟県中央児童相談所)

基本的には実務者会議で全ケースをやるということである。例えば全部で40ケースあったら半分に分けて今月、来月と行なう。3段階に分けて行なってもいいが。また、今後問題行動対応部会と同時開催というのも検討していただきたいと思う。

➤ (事務局)

全ケースを行なうとなるともっと頻繁に開催しなければならない。この次の実務者会議では実際の事例をとりあげ、困難な状況やケース会議でどう関わっていくか又見守りをしていく中で、この見守りで本当にいいのかどうか等、検討を頂かなければいけないようなケースの事例を中心にと事務局では考えていたが、今ほど児童相談所から全ケースをという意見をいただいたので次回以降の会議について検討させていただく。

## (2) 関係機関・組織における取組について

### ○各関係機関説明

資料3「平成21年度 活動実績」

資料4「平成22年度 活動計画」

(三条人権擁護委員協議会)

新潟地方法務局三条支局と三条人権擁護委員会は同じ活動を行なっている。

子どもの特設人権相談所の開設については平成22年度加茂市で行なうが、対象者は三条管内の生徒・児童である。

その他については、別紙資料3、4のとおり

(新潟県三条警察署)

児童虐待については、あらゆる警察活動を通じて虐待情報の収集に努めている。また、該当児童が発見された場合は安全確保が最大の活動の一つである。保護者、例えば虐待している者から子どもを引き離し、事件化も視野にいたった対応をする。同時に児童相談所、市の機関に通報するというので、あらゆる事案、ケースをみながら対応していきたいと思うし現実にしてきたというところである。

(三条地区保護司会)

虐待される子どもよりも、虐待した者、家庭内暴力等の更正を図っているのが主である。

ここで皆様から虐待される子どもの話を聞き、対応したいと思っている。今年は虐待防止についてどういう風なことから暴力が起こるかということの研修をやっている。今後は虐待についてはもっと慎重に家庭内をもっとよくわからないとだめだと思っている。守秘義務については保護司同士でも自分の対象者についての内容は話さない。事例についての話はするが、本人が特定できるような話しはしていない。

(新潟県弁護士会)

弁護士としてはどうしても個別のケースを対応しながらやっていくしかないというところがある。個別ケース会議には、呼ばれたことがないので必要のないケースだと思っている。もし、何かできることがあれば呼んでいただければと思う。

今まで、弁護士会として他の機関と連携するという発想がなかったが、今後はいろんな機関に働きかけ、「何かできることがあればやっていきましょう。」と話させていたでいる。他の機関との連携が今年の弁護士会の大きなテーマであるため強化していきたい。

その他については、別紙資料3、4のとおり

(三条市小学校長会)

市内24か校小学校がある。児童虐待に関する資料は子育て支援課を中心にいろんな関係部署から届くが、そういった資料については定例の職員朝会、職員会議等で情報を担任に流している。具体的には、子どもの身体的なけが、あざを注意すること、身なり着ているもの、同じものを何日も着ている、髪が清潔かどうかなどそういう情報を教頭や校長に一元化するよう指導している。万一そういう場合があったらすぐに会議を開き、具体的にに関わりのある職員から情報提供して、把握した段階で疑われるようなら関係部署にすぐに連絡を取るというシステムをとっている。

いじめ、不登校問題は大きな課題であるため、そのつど子どもや親からの訴え、地域などからの情報をもとにして、定期的な会議で行ない、また直接そういう情報があればすぐに打ち合わせ等をもって対応しているところである。

その他については、別紙資料3、4のとおり

(三条市中学校長会)

- ・虐待、問題行動、障がい関係について現在9中学校、各々温度差はあるが、3つの問題は中学校にとって大きな問題であり、対処しなければならない問題として直面している。
- ・虐待ということは、小学校の場合は保護者が子どもに与える心理的、肉体的なものが虐待として顕著な例だと思うが、中学校で本当に困っているのは、親が親として機能しないという状況である。親がしっかりと自分の子どもを教育し、社会人に育てていくという機能が本当に弱っている。それがすべて学校の仕事のようにのしかかっているというのが大きな問題である。しかし、そういう問題について対応していかなければならないが、なかなか学校単位だけでは、この問題解決ができないという状況で、さまざまな機関と連携しながら対応している状況である。
- ・発達障がい等含めた障がい関係については、中学校に入って、特に今までの対応がなされていない、あるいは不完全なまま中学校にあがってきた、発達障がいを持っているのではないかと思われる子どもたちは一気に一次の状況から二次の状況に入り、社会的、集団的な生活行動に関して大きな支障をきたしている。われわれも一生懸命勉強しているが、まだまだ専門的な知識、対処方的なことについて勉強が足りないため、

こういう組織の中に入り、いろいろ教えていただいたり、また関係している機関と連携して対応しなければならないと思っている。あわせて、発達障がいに対する捉え方がまだまだ偏見に満ちた捉え方や間違った捉え方であり、子どもに対し、よりよい対応をどうしていったらいいかと考えた時にわたしたちが苦しむ例もある。より多くの方達から本来の学校でやっている特別支援教育のあり方がどういうものなのか御理解をいただく必要があると思っている。

- ・特に問題行動はこうした例が複合してさまざまな形で爆発している例が多いと思う。
- ・ぜひこのサポートシステムが中学校にとってさまざまな問題解決の重要な組織になり、わたしたちも中学校にとっていろんな意味で相談やお力添えをいただけるようなそんなシステムとして機能していくことが、現場にいるわたしたちの切実な願いである。

#### (三条市PTA連合会)

家庭教育に対する講演会を毎年開催している。

定期的な臨時会を開き、各学区の状況等について情報交換を行ない、全市の情報共有を図っている。

#### (三条市私立幼稚園連盟)

市内7園あり、年間3、4回園長・主任会を行なっている。今後はこれを機会に広げていかななくてはいけないと思っている。資料については当園のものを書かせていただいた。普段職員が親と接する中で声をかけて少しでも変化を見逃さないよう努力している。

その他については、別紙資料3、4のとおり

#### (三条市青少年指導委員会)

- ・市内の巡回を行なっている。
- ・問題行動が三条市では多くはないが、子どもたちの健全育成を図るため、問題行動を未然に防止する、また不審者から子どもを守るため、2時半から4時半、3時半から5時半、夏季は8時から10時、冬季は7時半から9時半の約2時間を3～4人のグループで巡回をしている。
- ・子どもたちの健全育成の授業を夏季に1回行なっている。
- ・指導委員の資質向上を図るための勉強会を開催している。また、育成センターが事務局になっているため、行政サイドからの研修等も受けている。
- ・個人の資質を高め三条市の子どもたちが健全に育つように活動を行なっている。

#### (新潟県中央児童相談所)

実務者会議はせっかく関わった方を洩れなくフォローしていく会議だと思っている。

#### (新潟県三条地域振興局健康福祉環境部)

平成21年度取組内容

- 1 乳幼児虐待予防研修・・・職員のレベルアップ（H22年度は加茂市と共催）
- 2 思春期研修会・・・デートDV予防 燕高校で実施（H22年度は加茂高校）

DVはよく聞くとと思うが、デートDVというのは、まだ結婚しない男女間の暴力、言葉や性的暴力も含めたもの。被害について、アンケートをとると1割前後が見聞きしており、周りで起こっている、または自分がそうと感じたことがあると回答している。デートDVは、都会で起きていることではなく、わたしたちの身近で起こっている問題である。

虐待が起こっている事例はもちろんケースを支援していくことが大事だが、どうしたら未然に防げるか。これがとても大きな課題であるため、少しでも役に立てていきたいと

思い、こういった講演会を開催しているところである。

その他については、別紙資料3、4のとおり

(三条市社会福祉協議会)

子どもなんでも相談の相談員は民生委員児童委員協議会青少年部会の方々にお願いしている。相談員の資質向上を図るために研修会を年1、2回開催している。

その他については、別添資料3、4のとおり

(三条市民生委員児童委員協議会)

個人的には四日町地区担当であるため、不登校の保護者支援を行っている。四日町小学校で8月6日不登校保護者が全員出席し、教頭と保護者会を行なう予定である。

その他については、別添資料3、4のとおり

(三条市私立保育園連盟連絡協議会)

12園の園長が毎月1回園長会議を行ないながら、情報交換を行なったり、職員の資質向上に向け、職員研修に積極的に参加するようにと申し合わせをしている。

保育園は子育て家庭と一番密接に繋がっている機関であるため、そういう意味ではわたしたちが最初にそういうお子さんを見つけて適切に対応しなければならないという自覚をしっかりと持ちながらやっていきたいと思っている。

(三条市手をつなぐ育成会)

障がい者の施設運営と相談支援事業を行なっている。関係機関の皆様にはいつもお世話になっている。相談に関わる中で、いろんなところから「すまいるファイル」に似たノートが出始めてきて、県の相談支援や職業センターから発行されているが、誰一人持ってきた人がいない。また、見たこともない。それが実態なのかと思っている。相談に関わっているときに、保護者でも、子どもでもそのときに必要なだけの支援をしていかなければならないと常に考えている。みなさんのお役に立てればと思っている。

(三条市自治会長協議会)

自治会長協議会の役員で分担したわけだが、年1回5月の事務引きつぎしかない。

最近地域地域といい、自治会長協議会はノートッチではいられない。そうすると、関わるものは膨大なケースがでてくるので、「実務者会議とは何か。」というところを一番大事にして、実務者会議のあり方をきちんとしたほうがいいと思っている。

私も今日の会議は代表者会議的なものだと思っている。今までの話を聞いても報告などであり、実務者会議は「こういう風な取組をして、こんな成果があったし悩みがあった。」と生の声がでてくるものである。今日の会議では守秘義務で守らなければいけないものがない。そうすると守秘義務という言葉が一人歩きしていると思われる。今後のことだが、実務者会議は、生の声、場合によっては個人名、または団体名が出てくることだと思う。テレビで最近言われているが、誰が虐待・いじめを見つけるか、医者からの情報もあると思われるが、そうすると親にタッチするにはどういうルートがあるか地域のほうに入るにはどういうルートがあるかなどを検討しながら実際やってみるというのが実務者会議だと思う。大きく分けると未然に防ぐにはどうすればいいか、解決するにはどうすればいいかなど突っ込み方によってはいろいろ出てくると思う。そうすると実務者会議でもこういうケースを未然に防ぐには、どういう機関のほうからいろいろ御意見、実践研究、事例について文句いただいたほうがいいとなり、そういう風な会議でないと自治会長協議会として何をすればいいかわからない。

(市民部市民窓口課)

昨年度虐待についての相談はなし。今年度は4月26日に「市民なんでも相談室」を開設し、相談件数については3か月で昨年の実績を超えているが、今のところ虐待の相談はない。

(公立保育所)

保育士は子どもたちと常に接しているので、早期発見しやすい立場を自覚し、もしかしてと感じたら組織内で話し合いをもち、早期発見に努めたいと思っている。また、個人懇談会を行なう中で、親の保育、子育てに対する悩み、不安を聞き、精神的不安を和らげることが虐待防止にも繋がるのではないかと考えている。心して子どもたちと関わって行きたいと思っている。

(児童館・児童クラブ)

別添資料3.4のとおり

児童クラブではおやつ作りの講習会を行なった。各施設、障がいや子どもたちのいろいろな問題を抱えている。今後2月には事例検討会を予定している。また、子どもたちが幸せに健全に過ごせるよう、親へのサポートもしていけるように勉強して行きたい。

(消防本部)

昨年は3,500件以上の救急件数があったが虐待のケースはなかった。業務規程のなかで、「何かあったら関係機関に報告しましょう。」となっているので、虐待ケースがこれ以降あったらみなさんに報告したいと思っている。

## ○質疑

(三条地区保護司会)

我々の担当している対象者については、現在社会人になっているが、在校の中学生との関わりがある事例も多いので、中学校訪問を積極的に行ないたいと思っている。訪問したら、対応をよろしくお願ひしたい。

➤ (三条市中学校長会)

本来の趣旨なり、意義というものを考えればおっしゃることは十分理解できるし、学校も対処しなければならぬと思っている。しかし、大変申し上げにくいですが、特に何のために学校に来られて何を見て何をどうするのかという問題意識がないまま、ただ学校に来て子どもたちの様子だけを見て帰るといった学校視察・見学がないわけではない。何のために来たのかわからない訪問については、わたしどもも正直迷惑なところがあり、子どもにとっても決していいことではないと思っている。非常に心苦しいが、我々は拒まないが、何をどういう目的でどういう対応をするために実際学校現場を視察させて欲しいということを明確にしてお願ひしたいというのが本音である。

(三条地区保護司会)

私どもが訪問する際は目的をもち、事前に連絡し、訪問させていただく。

わたしどもは義務教育が終わった青少年で何人かの対象者がいるが、どうして中学校にいるときは先生方も一生懸命なのに、中学校を卒業してしまうと「もう関係ない」となり、だれが面倒を見るのかとなり、犯罪があるとわれわれのところへケースが回ってくる。なんとか義務教育期間のなかでなんとかならないかと、近年特に保護司のほうから学校を訪ねて子どもたちの育成に関わっていただきたいとの通達もあったので、御理解いただきたい。

➤ (三条市中学校長会)

今の御意見、正直耳の痛いお言葉である。

卒業させてしまったからもうわたしたちの仕事は終わりましたという考え方で対応することは、文科省の指導指針の中に抵触する一面もあると思う。卒業した後も自分の育ってきた流れの中で子どもを見ていって、いろんな方々と協力しながら子どもの成長を見守るということを中学校の教師としてやっていきたいと思っているが、なかなか現実的にそういった対応ができないことがあることについては心苦しく思っている。現在は中学校卒業後ほとんど、99パーセント高校へつなげている。また、高校にいかなくて職業につく子ども若干いるが、そうした意味で中学校の教員のなかには若干「わたしたちは高校につなげて育っていく様子をみていけばいい。」という意識がないわけでもない。そうした意味から、支援が続いている子どもについて、いろいろな対応等で学校と連携していかなければならない件については、何なりと中学校長にお話しをいただき、できるものについては対処していきたいと思っている。

### (3) 虐待防止講演会及び研修会のテーマについて

#### ○事務局説明

資料5、6「問題行動・虐待防止講演会及び研修会のテーマについて」

(事務局)

皆様からいただいた意見を参考に開催させていただく。積極的な参加をいただきたい。

## 4 その他

マニュアル支援者用 Ver. 6について

### ➤ (事務局)

昨年度開催した代表者会議及び実務者会議での意見を踏まえ、修正させていただいた。変更点は、個人情報の共有の流れ、同意書の変更及び要綱の一部改正。

P. 19④「個人情報の取扱いに関する同意書」の保存について、子育て支援課で同意書の原本を保存するよう変更した。また、未成年者が成人になった時点で子育て支援課から本人に登録の確認をすることとした。

⑤支援が必要なくなった場合には、同意取消しの申し出が可能。「個人情報の取扱いに関する同意取消書（様式はP. 24）」を追加した。

P21. 23「個人情報の取扱いに関する同意書」について、今まで所属機関ごとに様式があったが、統一した。また、同意書の下部に同意する理由を記入してもらい、支援の協議の場で活用する。

P 17. 22 それぞれ記載例を追加した。

P. 34 新潟少年鑑別所が関係機関に加わったため要綱の一部改正を行った。

P 46. 47 平成 22 年度も内閣府のモデル事業を三条市で実施することになったため、まとめた。なお、研修会については検討中であるため内容は平成 21 年度のものに掲載させていただいた。

#### ○質疑

(事務局)

学校教育課で昨年からの仕事をさせてもらっているが、毎日のように複合事案が寄せられている。虐待、いじめ、不登校、貧困、保護者の病気など、いろんな問題が重なり、学校の先生が家庭訪問するだけでは、とうてい解決にはいたらないような問題のなかで

学校の先生は大変疲弊している。個人的には会議を重ねれば重ねるほど、ケースが遅れていったり対処が遅れる矛盾が生じると思っている。できれば、学級担任の先生と保健、福祉や医療に精通している方と二人で、その事案に入っていけないかなと日々思っており、学校側からもお願いされたり、そういうふうに繋がりたいと思っている事案がほとんどである。今後検討を重ねていく中でいろんな方からお知恵を借りたいと思っている。先ほどの中学校長会と保護司会のやりとりのなかで、保護司会の視点で学校に入っていただけれるのはありがたい。しかしそうではない団体もある。荒れば荒れるほどに、疲弊すればするほど好き勝手にいろんな団体が入ってきて、それがまた別な問題に発展して、それをまた学校が対応しなければいけない矛盾が生じる。先ほどのような視点で是非学校を支えていただきたいと思っている。

(新潟県中央児童相談所)

教育サイド、福祉保健に精通した方が一緒に訪問するのはよいことだと思っているので、なんとかそういう形になるといいと思う。

個別ケース検討会でうまくいった事例を報告させていただく。

(内容については省略)

とてもすばらしい個別ケース検討会議だった。「このケースは現在こういう風になっています。」と進捗情報を報告できる会議になってほしいと思っている。

(事務局)

いろんなところから支援の手が入ってうまくいったケースだと思う。

(新潟県弁護士会)

今のお話とても興味深く聞かせていただいた。

今のケースはうまく言ったケースなので、法的になにかすべきことはなかったと思うが、場合によっては必要なこともあると思うので、法的にもできることとできないことがあり、この分野は難しいが、やれることはやるので情報を教えて欲しい。また、個別ケース検討会をどのくらいやっているか、どういうことが進行しているとか、まったくわからないので、実務者会議を開いて、その場でこういうケースですといきなり見せられても、少し考えてどういう方法がとれるか考える時間が欲しいため、会議の前に資料をもらえると非常にありがたい。ここが個人情報との関係で難しいところだが、個人名等特定できるものは伏字にしても事例はだいたいわかるので、検討していただきたい。

・実務者会議でなぜ弁護士会が問題行動対応部会に入っていないか疑問である。少年の付添い人を行なっているので検討していただければと思う。

➤ (事務局)

今まで、虐待防止ネットワークという組織があり、弁護士会がそちらに関わっていただいていたため、虐待防止部会に参加いただいている。こちらで検討させていただくが、是非、問題行動対応部会にも参加していただきたい。